

発明推進協会 オンライン知的財産セミナー

新規性及び進歩性判断、及び均等論における 本質的部分の認定(均等第一要件)

～真に事業に資する知的財産活動を目指して～

新規性・進歩性、均等の判断力向上が図れる実務者必聴のセミナー！

本セミナー講師は、30年以上、特許獲得・クリアランスの基本的活動に知財部員及び代理人として、また知財戦略の構築・遂行に部門責任者として広く携わってきましたが、特許獲得自体は容易であっても、知財戦略を遂行する上で基盤となる特許の獲得は奥が深く、発明や法律面についてそれらの本質理解が不可欠となります。

発明や法律面の本質を捉えない活動を進めると、獲得した特許権が本質から外れ、知財戦略遂行に大きな支障をきたします。

また、近年裁判において均等侵害が認められる傾向にあり、クリアランス活動での均等判断の重要性が増していますが、マキサカルシトール大法廷事件で総括的にまとめられた均等第一要件の本質的部分の認定がクリアランス時の他社特許の判断において大きな問題となります。

そこで、本セミナーでは、権利獲得と均等論に焦点を当て、知財戦略を遂行する上での基盤構築力の向上を目指します。

<プログラム>

第1部 新規性、進歩性

1. 新規性

1-1. 発明の要旨認定：リパーゼ事件、誤りやすい要旨認定事例

1-2. 引用発明の認定

構成ではなく、発明としての認定が認められた
実例考察（審判例）

2. 進歩性

2-1. 副引例の認定（ピリミジン誘導体事件）

2-2. 論理付け

動機づけを判断した事例

阻害要因を判断した事例

周知技術に動機づけを要するとした事例

発明の相違を判断した事例

第2部 均等論における本質的部分の認定

1. 均等論の基礎（ボルスプライン最高裁判決）

2. 均等第一要件の本質的部分の認定

ボルスプライン最高裁以降の知財高裁判例

マキサカルシトール知財高裁大法廷判例

3. 関連知財高裁判例

4. 本質的部分の認定手法と対処法

日 時：2025年4月25日（金）14：00～17：00 途中休憩あり

【オンデマンドで受講可能】セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）
の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

場 所：Zoomによるオンライン開催

講 師：株式会社島津製作所 知的財産部 顧問

ピラミデ国際特許事務所 顧問

江口特許商標事務所 弁理士 江口 裕之